

# 拡声機騒音の規制について

埼玉県生活環境保全条例において、商業宣伝を目的とした拡声機の使用は規制されています。

## ◆◆ 使用時間 ◆◆

午前10時から午後6時までの間に限る。

## ◆◆ 使用方法 ◆◆

### 固定して使用する場合

1回20分以内として、次回の使用までに10分以上あいだをおくこと。

### 移動しながら使用する場合

学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね100mの区域内では使用しないこと。

## 規制基準(デシベル)

区域区分		店頭、街頭等に固定して使用する場合(※1)	移動しながら使用する場合(※2)
1種	第1種中高層住居専用地域	60	70
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	65	75
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	75	85
4種	工業地域 工業専用地域	80	85

※1 屋外の地上1.5mの位置における音量

※2 停止中で、音源から10m以上離れた地上1.5mの位置における音量